

## 群馬県における第四種踏切の安全対策の対応方針の公表について

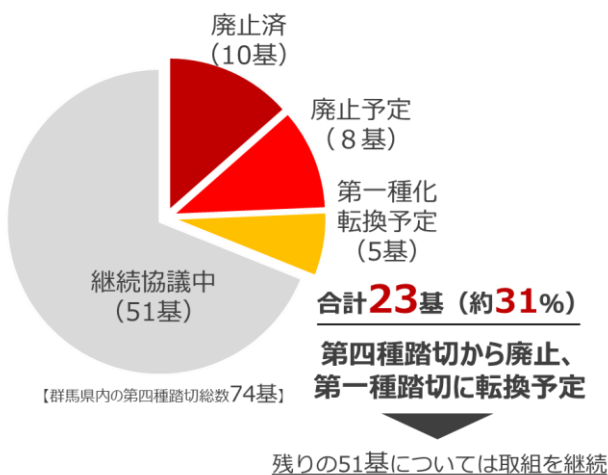
群馬県として、可能な限り第四種踏切を「廃止」、もしくは警報機と遮断機のある第一種踏切への「転換」を進めており、令和6年9月30日時点の対応方針を公表します。

### 1. 県の基本的な方針

可能な限り第四種踏切を「廃止」、もしくは警報機と遮断機のある第一種踏切への「転換」を進めます。

### 2. 第四種踏切における安全対策の対応状況及び群馬県内の第四種踏切数

#### ● 第四種踏切安全対策の対応状況



#### ● 群馬県内の第四種踏切数※ (市町村、鉄道事業者別)

【R6.4.1現在】 (R6.9.30現在)

市町村	鉄道事業者				総計
	JR	上信	上電	わ鐵	
前橋市			3 (2)		3 (2)
高崎市		21 (19)			21 (19)
桐生市	1		7 (4)		8 (5)
渋川市	2				2
藤岡市	1				1
富岡市		20 (17)			20 (17)
みどり市	1			7	8
下仁田町		2			2
甘楽町		2			2
長野原町	1 (0)				1 (0)
嬬恋村	2				2
東吾妻町	2				2
みなかみ町	2				2
計	12 (11)	45 (40)	10 (6)	7	74 (64)

※予定を除き廃止済(10基)のみ反映

公表日(令和6年9月30日)時点では、群馬県内の第四種踏切は令和6年4月1日から10基廃止となり64基です。

なお、踏切箇所ごとの状況は別添資料のとおりです。

### 3. 今後の予定

- ・引き続き、鉄道事業者及び市町村(道路管理者)との調整をします。
- ・第一種踏切への転換に係る踏切道改良促進法の踏切遮断機が設置されていないものの法指定及び国庫補助金活用に係る国土交通省との調整をします。

### 4. 問い合わせ先

群馬県交通イノベーション推進課 鉄道振興係

TEL : 027-226-2381 Email : koutsuibe@pref.gunma.lg.jp